

# 医療機関各位

## 対象：精神科デイケア等実施の医療機関様 長期入院歴を有する患者について

4月からの新点数が始まりました。

点数改定の資料に「精神科デイケア等の長期の入院歴を有する患者」の入力方法の説明が漏れていました。申し訳ありません。

「精神科ケア長期入院歴を有する場合」を使用します。

資料でお知らせした「精神科ケア週3回を超えて必要な場合」①と同様の入力方法になります。

①

精神科デイ・ナイト・ケア

開始日 H24/3/15

精神科ケア週3回を超えて必要な場合

※週4回目以降、5回目まで90%で算定できます。

[新点数] カルテ記入 1000 てすと太郎										外来2016/4					
H表 S診 Z在 Y薬 C注 T処 J手 K検 Xセ U保 I記 B機 P印 F終 E訂 R実 ごみ点?用SP										入力 記録 表示 移動 月指定 モ					
										4	5	6	7	8	
精神科デイ・ナイト・ケア ??開始日 H24/3/15 精神科ケア週3回を超えて必要な場合										1000	1000	1000	900	900	r
										1000	1000	1000	900	900	

②

精神科デイ・ナイト・ケア

開始日 H24/3/15

精神科ケア長期入院歴を有する場合

※週4回目以降、5回目まで減算なしで算定できます。

[新点数] カルテ記入 1000 てすと太郎										外来2016/4					
H表 S診 Z在 Y薬 C注 T処 J手 K検 Xセ U保 I記 B機 P印 F終 E訂 R実 ごみ点?用SP										入力 記録 表示 移動 月指定 モ					
										4	5	6	7	8	
精神科デイ・ナイト・ケア ??開始日 H24/3/15 精神科ケア長期入院歴を有する場合										1000	1000	1000	1000	1000	r
										1000	1000	1000	1000	1000	

記載要項：精神疾患により、通算して1年以上の入院歴を有する患者であって週4日以上算定するものについては、通算の入院期間を記載すること（レセプトに記載が必要です。）